指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）自己点検表【薬局】

１　医療機関の概要

　　担当者欄は、本自己点検表について確認いただいた方の氏名等を記入してください。

|  |  |
| --- | --- |
| 医療機関名 |  |
| 所　在　地 |  |
| 担　当　者 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　TEL |

２　自己点検表

　　点検項目第１から第４までの内容を確認し、自己点検結果の□にチェックをしてください。

　　自己点検の結果、いいえにチェックが入る場合、改善策の欄に改善策等を記入してください。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 点検項目 | 自己点検結果 | 改善策 |
| 第１基本方針 | 　指定自立支援医療機関は、支給認定に係る障害者等の心身の障害の状態の軽減を図り自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、良質かつ適切な自立支援医療を行っているか。 | [ ] はい | [ ] いいえ |  |
|  | 根拠法令 | ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、法という）第61条・法施行規則第60条 |
| 第２療養担当規程の遵守状況 | （１）受診者の調剤を正当な事由がなく拒んでいないか。 | [ ] はい | [ ] いいえ |  |
| （２）医療受給者証が有効であることを確認した上で調剤しているか。 | [ ] はい | [ ] いいえ |
| （３）受診者がやむを得ない事情がある場合、便宜な時間を定めて調剤しているか。 | [ ] はい | [ ] いいえ |
| （４）指定自立支援医療を診療中の受診者等から必要な証明書等を求められた時は無償で交付しているか。 | [ ] はい | [ ] いいえ |
| （５）調剤録に必要な事項を記載しているか。 | [ ] はい | [ ] いいえ |
| （６）調剤及び調剤報酬の請求に関する帳簿等を完結の日から５年間保存しているか。 | [ ] はい | [ ] いいえ |
|  | 根拠法令 | ・指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）療養担当規程（平成18厚告65）・自立支援医療費の支給認定について（平18障発第0303002号） |
| 第３人員体制、設備等の整備状況 | （１）患者やその家族へ各種医療・福祉制度の紹介や説明、カウンセリングの実施等が行えるスタッフの体制整備がされているか。 | [ ] はい | [ ] いいえ |  |
| （２）複数の医療機関からの処方箋を受け付けている保険薬局であり、かつ、十分な調剤実務経験のある管理薬剤師を有しているか。 | [ ] はい | [ ] いいえ |
| （３）通路、待合室など、身体障害に配慮した設備構造等が確保されているか。 | [ ] はい | [ ] いいえ |
|  | 根拠法令 | ・指定自立支援医療機関の指定について（平18障精発第0303005号） |
| 点検項目 | 自己点検結果 | 改善策 |
| 第４その他 | （１）自立支援医療費の請求は適正に行われているか。 |  |  |
|  | ①　負担上限月額が設定されている受診者について、適切に自己負担の徴収をしているか。 | [ ] はい | [ ] いいえ |
| ②　医療受給者証に記載された医療と記載されていない医療を合わせて提供した場合、記載されていない医療を自立支援医療（育成医療・更生医療）に含めて請求していないか。 | [ ] はい | [ ] いいえ |
| （２）自己負担上限額管理票へ適切に記載をしているか。 | [ ] はい | [ ] いいえ |
| （３）医療機関の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったときは、変更の届出を提出しているか。 | [ ] はい | [ ] いいえ |
|  | 根拠法令 | ・法第58条・法第64条・法施行規則第61条・自立支援医療費の支給認定について（平18障発第0303002号） |

自己点検は以上です。御多忙の中、御協力ありがとうございました。

なお、本自己点検表は、更新申請書とともに岡山県障害福祉課まで御提出をお願いします。